

令和3年度 阪南市立幼稚園臨時講師（担任外）（パートタイム会計年度任用職員） 登録者随時募集要項

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和3年度阪南市立幼稚園臨時講師（担任外）登録者」として、幼稚園教育に必要な熱意と識見を有する方を募集します。（選考を経てそれぞれの勤務枠の登録者名簿に記載された方より、雇用必要数に応じて、任用（採用）いたします。）

資格要件について

○幼稚園教諭免許状（令和3年3月末までに取得見込の方を含む）

応募資格について

○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【欠格条項】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

業務内容等について

○幼稚園教育の充実と健全な子どもの育成に係る業務です。

- (1) ティーム保育・保育援助に関すること。
- (2) 安全確保・緊急対応時補助に関すること。
- (3) 通園バスの添乗に関すること。
- (4) 環境整備と諸事務に関すること。
- (5) その他園長が必要と認める職務に関すること。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務時間	基本 8:30～17:00（休憩時間 60 分）
勤務日	①毎週月曜日から金曜日まで（長期休業中など、幼稚園休業日等を除く。） ②長期休業中は登園日、行事等に合わせて勤務 ⇒賃金日額制のため、夏休み期間等長期休業の月は収入減となります。 ※運動会等、園行事の関係で、土曜・日曜日に勤務を要する場合があります。 （配置された園の実態に応じた時間変更する場合があります。）
報酬等	日額 8,324 円 期末手当あり ※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。
任用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
休暇	① 年次有給休暇は労働基準法に準じて付与します。（新規任用の方は年間で10日間） ② 1時間を単位として取得できます。 ③ 特別休暇（忌引き等）があります。
交通費	① 1か月当たり5.5万円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。 （自動車通勤については、園長の承認と、自己負担により幼稚園敷地外に駐車場を確保していただく必要があります。） ② 通勤距離2km未満の場合は支給できません。
その他	① 労働者災害補償保険（労災）を適用します。 ② 健康保険（介護保険）、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。 ※年齢により加入内容が変わります。 ③ ②については、本人負担になります。 * 任免及び配置園決定は教育委員会が行います。ただし、教育委員会が幼稚園臨時講師としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めるとき、任期中においても解職する場合があります。 * 地方公務員法上の含むに関する規定が適用されます。秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止 等

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局と園長で協議いたします。